

令和2年3月27日

行員が安心して働くための GLTD制度の導入について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、福利厚生制度の充実を目的として、GLTD制度（団体長期障害所得補償制度）を導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、会社補償と任意補償を組み合わせたGLTD制度の導入は、第二地方銀行では全国初となります。当行の発展に貢献する従業員一人ひとりが安心して働くことができ、そして万一の事故・病気の際も従業員とその家族の生活をサポートできるよう、様々なプラン選択が可能な本制度を導入いたしました。

当行は、従業員一人ひとりが働きがい、やりがいを感じることでできる環境を整備し、能力を最大限発揮できるエンゲージメントの高い銀行を目指すことで、金融サービスの提供や地方創生への取組みを通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。

記

1. 制度の特長

- (1) 行員が欠勤や休職し収入が減少した場合、当行が給与額の約20%を補償することで、行員及び家族の生計を支援します。
- (2) 会社補償部分に加え、行員の任意加入により、「欠勤・休職時の収入の10%補償加算」や「就業不能により退職となった場合においても最長60歳まで補償」をすることができるプランを導入します。
- (3) 任意加入部分については、団体保険とすることで、市中の同様の保険よりも安価で補償が手厚い内容となっています。

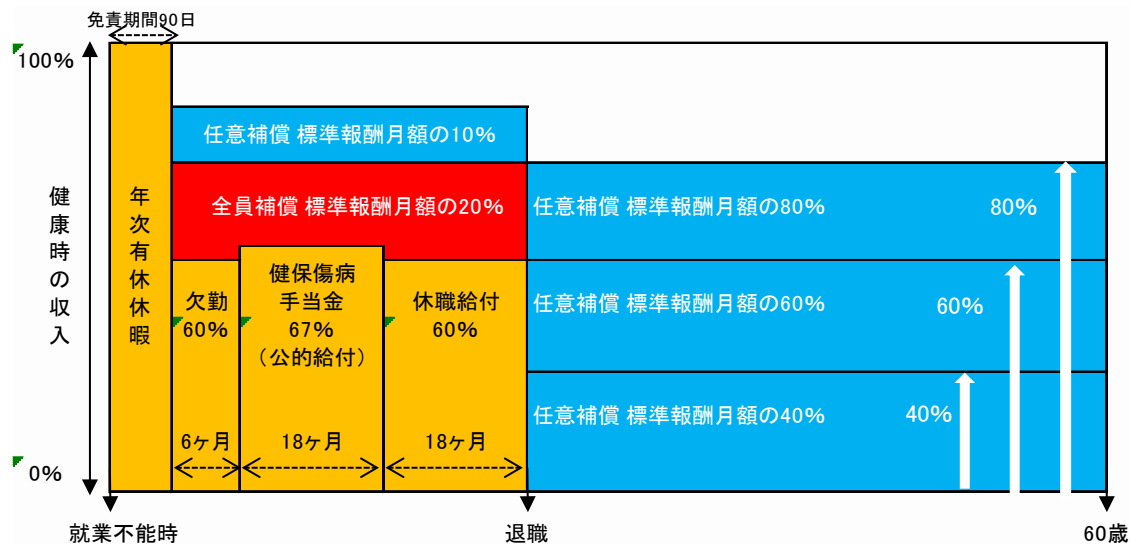
※GLTD制度とは

GLTD（Group Long Term Disability）制度とは、行員が、病気・ケガにより長期間仕事ができなくなり、収入が喪失する・または大きく減少する場合に、最長60歳まで月収相当額の一定割合を補償する団体長期障害所得補償制度です。

2. 制度導入日

会社補償（全員加入）	令和2年4月1日（水）
任意補償（任意加入）	令和2年10月1日（木）予定

3. 制度イメージ



以上